

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和元年11月20日

京都市選挙管理委員会委員長 小林 昭朗

京都市選挙管理委員会規程第1号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程の一部を次のように改正する。

第76条第1項中「用紙に記載した」を「用紙（市委員会が提供する同様式の電磁的記録を含む。以下「原稿用紙」という。）に記載又は記録した」に改め、同条中第3項を第4項とし、同条に次の項を加える。

3 第1項の規定による掲載文及び写真の提出は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、前2項の規定の適用については、第1項中「掲載文（正副2通）及び候補者の写真（正副2枚）とあるのは「掲載文及び候補者の写真」と、第2項中「手札型の写真であり、各々の裏面に所属党派、氏名、撮影年月日、正副の別及び選挙区があるときはその選挙区名を記載したもの」とあるのは「写真」とする。

第77条第1項中「黒色の色素を用いて記載」を「無彩色で記載し、又は記録」に改める。

第77条第2項中「かたかな、ひらがな」を「片仮名、平仮名」に、「及び線並びに」を「若しくは線又は」に、「イラストレーション及びこれらの類」を「イラストレーション若しくはこれらの類」に、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第77条の2中「及び」を「又は」に、「記載しよう」を「記載し、又は記録しよう」に、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第77条の3中「記載の訂正」を「記載又は記録の訂正」に改める。

第78条第2項中「2通」を削る。

第79条第2項中「その代人は」を「その代理人は」に改める。

第80条第2項を削り、同条中第3項を第2項とする。

第98条の2の後に次の条文を加える。

（実費弁償及び報酬の額）

第98条の3 法第197条の2第1項の規定により選挙運動に従事する者に対し支給す

ることができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

イ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

ウ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額

エ 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき12,000円

オ 弁当料 1食につき1,000円 1日につき3,000円

カ 茶菓料 1日につき500円

(2) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 基本日額 10,000円

イ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割

(3) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第1号ア、イ及びウに掲げる額

イ 宿泊料（食料を除く。） 1夜につき10,000円

2 法第197条の2第2項の規定により選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。以下同じ。）のために使用する者に限る。）1人に対し支給することができる報酬の最高額は、次の各号に定める額とする。

(1) 選挙運動のために使用する事務員 1日につき10,000円

(2) 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者 1日につき15,000円

別記第33号様式を次のように改正する。

選挙公報掲載申請書

年 月 日

(あて先) 京都市選挙管理委員会委員長

候補者 ㊟

年 月 日執行の 選挙に関し、選挙公報の掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 掲 載 文 2通 別添のとおり
- 2 掲 載 写 真 2通 別添のとおり
- 3 連絡場所及び電話番号

を

選挙公報掲載申請書

年 月 日

(あて先) 京都市選挙管理委員会委員長

候補者 ㊟

年 月 日執行の 選挙に関し、選挙公報の掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 掲 載 文 別添のとおり
- 2 掲 載 写 真 別添のとおり
- 3 連絡場所
電話番号 () —

に改める。

別記第34号様式を次のように改正する。

選挙公報掲載文原稿用紙 (正・副)

写 真

選挙区名	区	候補者氏名	㊟
------	---	-------	---

注1 掲載文は、枠内に記載してください。枠外に記載された部分は、選挙公報に掲載されません。

注2 写真掲載欄には、何も記載しないでください。写真掲載欄に記載された部分は、選挙公報に掲載されません。

備考 京都市長の選挙にあつては「選挙区名」の欄を削る。

を

選挙公報掲載文原稿用紙 (正・副)

	写 真
--	-----

選挙区名	区	候補者氏名	㊟
------	---	-------	---

注1 掲載文は、枠内に記載又は記録してください。枠外に記載又は記録された部分は、選挙公報に掲載されません。

注2 写真掲載欄には、何も記載又は記録しないでください。写真掲載欄に記載された部分は、選挙公報に掲載されません。

備考 京都市長の選挙にあつては「選挙区名」の欄を削る。

に改める。

別記第35号様式を次のように改正する。

選挙公報掲載文修正（撤回）申請書

年 月 日

(あて先) 京都市選挙管理委員会委員長

候補者 氏 名 ㊟

年 月 日提出した選挙公報の掲載文を、別紙のとおり修正（撤回）したいので申請します。

を

選挙公報掲載文修正（撤回）申請書

年 月 日

(あて先) 京都市選挙管理委員会委員長

候補者 ㊟

年 月 日提出した選挙公報の掲載文を、別添のとおり修正（撤回）したいので申請します。

に改める。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

(選挙管理委員会事務局選挙課)